

応報主義と刑罰理論

死刑制度の背景の議論として

応報刑か教育刑か？

「新旧両派の争い」 / 刑法と刑事政策のフェーズの違い / 刑罰の本質と機能との違い

	目標	傾向	制裁の性格	刑の本質	処罰対象
旧派（新旧派）	人権保障	制約的	不利益処分	応報刑	行為主義
新派	人格改善	拡張的	利益処分	目的刑	行為者主義

配分説（マイヤー）

犯罪の成立（刑の量刑）

非難の充足

回顧的

旧派

犯罪者の処遇（刑の執行）

改善・社会復帰行刑

展望的

新派

統合説（例：団藤）

人格形成責任論

団藤理論のメリットは、犯罪、捜査、裁判、執行の全段階を統一した理論で説明できることにある。デメリットは、人格概念の不明確さと、刑罰と保安処分との違いをまったく説明できなくなることにある。

刑法の機能

人権保障機能、規律維持機能（裁判規範、行為規範）、法益保護機能、予防機能
損害回復機能、犯罪処理機能 etc.

cf. 予防機能（予防の手段として：一般威嚇、特別威嚇など）

一般予防機能：世間一般が犯罪に陥らないように予防する

特別予防機能：犯罪者が再犯しないようにする

応報刑論（刑罰は応報以外の特定の目的のために利用されてはならない）

cf. 応報（retribution）は復讐（revenge）ではない。社会的な制度（system）である。

絶対的応報刑論：刑罰は応報のみを目的とする、という立場。

ただし、刑の厳格さ（量刑等）を抑制する立場にもなる。

相対的応報刑論：刑罰は応報を目的としつつ、一般予防、特別予防を考慮する

という立場。実は、同様に他の機能を持つてくることも可能。